

作料の標準額を定めることができる」ととし、その場合は「通常の農業経営が行われたとした場合における生産量、生産物の価格、生産費等を参考し、耕作者の経営の安定を図ることを旨としなければならない。」としており(同法二四条の二)。なお、昭和四五年九月三〇日四五農地B第二八〇二号次官通達によれば、右標準額は、原則として、粗収益から物貯蔵、雇用労働費、家族労働費、資本利子、公租公課、「小作農が当該農業経営に関して負担するもの」といふ。及び經營者報酬を控除して算出する土地残余方式によるべきであるとされている。さらに、右標準額に比較して著しく高額な契約小作料に対する減額勧告制度を定め、貸貸人において右標準額を尊重すべきことを求めしており(同法二三条の二)、これらの規定や、市街化区域内農地について課税が強化された際にも、そのことを小作料増額の一理由とする等の手当てはなされなかつたことなどに照らすと、農地法は、耕作者の地位なしし經營の安定を図るため、同法の適用を受ける小作料の額は、主として当該農地の通常の収益を基準として定められるべきものとし、単に当該農地の公租公課が増額されたからといって、それのみを理由として直ちに小作料を増額しうることは認めていないと解される。

3 以上の農地法の趣旨に照らし、また、前記の生産緑地法の立法趣旨や地方税法の改正経過等を考慮に入れて、被告らが生産緑地地区指定に必要な同意書を提出しなかつた背景には、生産緑地地区の指定を受けることのではなかつたという危惧があつたことである。なるほど、前記認定の経過によつて本件各土地の評価額が低く抑えられ、将来における小作契約の合意解約の際の離作補償の点で不利になるのではないかといふことは、被告らが生産緑地地区の指定を受けた場合、被告らも當農を義務づけられるなどの多大な制限を受け、生産緑地地区の指定を受けるか否かについては重大な利害関係を有しているものであり、前記の経過により同意しなかつたからといつて、それを直ちに不当であると評価することもできないというべきである。そして、原告も、被告らから申し入れのあつた合意解約に応ずるために、離作補

